

総合口座取引規定

1〔総合口座取引〕

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

① 普通預金

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号および第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2〔取扱店の範囲〕

(1) 普通預金は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは、初回は1口10,000円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のみで取扱います。ただし、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、および変動金利定期預金の預入れは10,000円以上当行所定の金額まで、当行本支店のATMでも取扱います。

3〔定期預金の自動継続〕

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された定期預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取引店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申し出てください。

4〔預金の払戻し等〕

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5 〔預金利息の支払い〕

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6 〔当座貸越〕

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「限度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7 〔貸越金の担保〕

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、この取引の定期預金の合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、次条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前2項と同様の方法により貸越金の担保とします。

- ② 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

8 〔貸越金利息等〕

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引き落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとに、その「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

B 自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

C 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

- ② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、残高が0円となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

- (2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

9 〔届出事項の変更、通帳の再発行等〕

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項(法令に基づく確認事項である、①本人特定事項、②取引を行う目的、③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれらに限られない。)に変更があったときは、直ちに所定の方法により当行に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

10〔成年後見人等の届出〕

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11〔印鑑照合等〕

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、**「盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害に関する規定」**により補填を請求することができます。

12〔即時支払〕

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠る等により、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13〔解約等〕

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 預金者（本人）が「**反社会的勢力の排除に係る規定**」のほか、次のいずれか一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者（本人）が第16条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時等に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または1年以上この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 預金者が非居住者（日本国内に住所を有しない者）となった場合
 - ⑥ 当行が預金者に確認した事項（法令に基づく確認事項を含むが、これに限られない。）および第14条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑦ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合
 - ⑧ 第14条第1項から第3項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上に渡って解除されない場合
 - ⑨ 上記、第1号から第7号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

- (4) この預金口座が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、届出の印章及び本人確認書類を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14〔取引等の制限〕

- (1) 当行は、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が当行からの当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけない場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により当店に届け出てください。当該預金者が当行に届けた在留期間が経過した場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は前3項に基づく取引等の制限を解除するものとします。

15〔差引計算等〕

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16〔譲渡、質入れの禁止〕

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式によります。

17〔保険事故発生時における預金者からの相殺〕

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18〔未利用口座管理手数料〕

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面（第4項により解約が見込まれる場合はその旨の通知を兼ねます）を郵送します。ご案内発送後、一定期間、所定のご利用がない場合、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。なお、この通知が延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものみなします。
- (3) 当行は未利用口座管理手数料を当該口座から払戻請求書によらず、当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます）、当行は当該預金残高（全額）を引落し、未利用口座管理手数料に充当の上、当該口座を解約することができるものとします。
- (5) 引落しとなった未利用口座管理手数料については、ご返却することはできません。また、前項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めに応じられません。

19〔通帳発行手数料〕

- (1) 当行が定める条件に該当する預金口座について、口座開設時に通帳を発行する場合、または通帳を繰越する場合、当行が定める通帳発行手数料をいただきます。
- (2) 当行は通帳発行手数料を当該口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (3) 引落しとなった通帳発行手数料については、ご返却することはできません。
- (4) 残高不足等により通帳発行手数料をお支払いいただけない場合は、当行は、預金者の同意を得ることなく、通帳式口座を通帳不発行口座に変更できるものとします。ただし、預金者が通帳式口座への再変更を希望するときには、当行所定の手数料をお支払いいただいたうえで、当行所定の手続により通帳式口座に再変更ができるものとします。
- (5) 上記第1項から第4項は、2024年10月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

20〔規定の変更〕

- (1) この規定の各条項その他条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。

以上

(2024年10月1日現在)

きらぼし銀行